

高温障害による農作物被害等に対し農業者への  
救済措置を求める意見書について

高温障害による農作物被害等に対し農業者への救済措置を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和5年12月12日

旭川市議会  
議長 福居秀雄様

提出者 旭川市議会議員

小林 ゆうき  
植木 だいすけ  
江川 あや  
塩尻 英明  
高橋 紀博  
高木 ひろたか  
品田 ときえ  
高見 一典

高温障害による農作物被害等に対し農業者への  
救済措置を求める意見書

近年、世界的な人口増加と食糧輸出国での情勢悪化等に伴い、各国では農産物の輸出規制や買いだめといった食料安全保障の強化に向けた動きが加速している。また、世界では気候変動に伴う大雨、洪水、干ばつといった自然災害が頻発し、食糧生産にも影響を及ぼしていることから、世界の食料需給は、一層ひっ迫傾向となっている。

こうした中で、本年、日本は観測史上最も暑いとされる記録的な猛暑に見舞われ、農業においては高温による農作物の生育障害が発生するなど、収量や品質の低下を招いた。

北海道においても多くの作物で高温障害が発生し、上川管内においては、水稻の倒伏被害や品質低下を始め、大豆やてんさい、ばれいしょ、玉ねぎ、ブロッコリー、スイートコーン、かぼちゃを始めとする野菜などの収量や品質が著しく低下した。また、生乳については、乳牛の夏バテの影響で全国的に生産量が減少すると見込まれている。

現在、北海道の生産者は昨年からのコスト高に加え、コロナ禍以降の農産物の不安定な需給環境等により危機的状況に置かれ、こうした中での更なる収入減少は、大きな不安材料となっており、高温障害による農作物被害など、更なる負担増加によって生産者の営農継続が危ぶまれている状況を踏まえる必要がある。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう要望する。

- 1 物価高騰で生産コストが高止まりしている中、今夏の猛暑の影響で米や畑作物、野菜など、多くの作物で高温障害が生じ、農業者の収入が大幅に減少していることから、次年度以降も営農継続が図られるよう、利子補給などによる無利子資金への借換えなどの金融対策を講ずること。
- 2 食料安全保障の観点から、地球温暖化や気候変動に順応できる高温耐性等の品種の改良・開発について検討を始め、自然災害による農作物被害の防止に向け努力している生産者への支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会